

外国人に対する市営住宅入居事務取扱基準

(趣旨)

第1 この基準は、外国人で現に住宅に困窮している者を市営住宅に入居させるため、必要な事項を定めるものとする。

(入居対象者)

第2 この基準において、「外国人」とは次の各号に掲げる要件をすべて満たす者をいう。

- (1) 住民基本台帳に記載された者であること。ただし、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格（以下「在留資格」という。）を有しない者又は在留資格をもって本邦に在留する者で1年未満の在留資格を決定された者を除く。
- (2) 申込者、同居者のいずれかの者が日本語での会話に支障のないこと。
- (3) 同居の親族に外国人がいる場合には、その同居の親族についても1の要件を満たす者であること。

(入居に関する法令の適用等)

第3 この基準に定めるもののほか、外国人の入居等に関する事項については、公営住宅関係法令、半田市営住宅条例（平成9年半田市条例第47号）及び施行規則並びに入居取扱要領等関係規程を適用する。

附則

この基準は昭和53年8月1日から施行する。

附則

この基準は平成18年4月1日から施行する。

附則

この基準は平成22年3月4日から施行する。

附則

この基準は平成24年7月9日から施行する。